

講演

北欧（ノルディック）諸国に おける刑罰と量刑

トーマス・エルホルム
松澤伸・木崎峻輔・岡田侑大（訳）

本日はお招きいただきまして誠にありがとうございます。皆様のご来場を大変光栄に思っております。本日、講師を勤めさせていただきますトーマス・エルホルムです。私は、2001年にコペンハーゲン大学において学位を取得したのち、南デンマーク大学法学部講師・准教授を経て、現在は、同大学で教授を勤めています。専門は、刑法・刑事訴訟法全般ですが、最近ではEU刑法を中心とした刑法の研究に従事しています。本日は、「北欧（ノルディック）諸国における刑罰と量刑」というテーマでお話させていただきます。

1 デンマークの刑罰について

私たちは、北欧5カ国、すなわちデンマーク、ノルウェー、スウェーデン、フィンランド、そしてアイスランドについて、刑法の比較を頻繁に行います。というのは、北欧諸国は、文化的に非常に共通したところがあり、特に過去100年以内においては、共通点が多く見られるからです。現在、デンマークの国土面積は小さい方ですが、約600～700年前はスウェーデンの全部、ノルウェーの全部がデンマークの国土であった時代もありました。私たち北欧諸国は非常に似た言語を使用しており、相互に理解可能な、類似した文化を有しています。新たな立法をする場合には、各国で協力して新しい提案をすること等を、しばしば行います。

さて、以下に、人口10万人ごとの刑務所に収監されている人数を示しましよ

う【図1】。

【図1】10万人あたりの収監者数 (Incarceration rate per 100,000)

	2013 年
アメリカ	715 人
ロシア	475 人
バルト 3 国 (or 諸国)	238 ~ 315 人
ポーランド	220 人
スペイン	147 人
イングランドとウェールズ	148 人
カナダ	118 人
オランダ	82 人
ドイツ	80 人
デンマーク	68 人
ノルウェー	71 人
スウェーデン	67 人
フィンランド	60 人
インド	30 人

なお、今回の講演では統計をいくつかお見せしますが、これはすべてデンマーク統計局 (Danish Statistical Bureau) で集計されたものです。これを見ると、10万人ごとの収監人数が一番多いのはアメリカであることが明らかなです。その他では、ロシア、バルト諸国なども、かなり数が多くなっています。北欧諸国、すなわちデンマーク、スウェーデン、フィンランドは、大体60人から70人に納まっており、相対的に見ると低い方です。これに対して、日本は50人くらいですね。2013年は、10万人あたり54人だったと思います。すなわち、日本の10万人ごとの収容人数は、北欧諸国と同じか、または少し低い程度になるかと思います。このことから、日本は、懲役刑について、北欧諸国と同じくらいの量刑の程度に納まっているということができると思います。また、日本場合は犯罪の数が少ないということもあると思います。日本の人口は1億2000万人ですが、デンマーク人は600万人であり、このことも影響していると思います。

(1) 刑罰の種類

これから北欧の量刑の話に入っていきたいと思います。まず、出発点として、

デンマークの話をしたと思います。それから、他の北欧諸国の話に入り、両者を比較法的に見ていきたいと思います。

最初に、北欧諸国において、どのような種類の刑罰があるのかをお話ししたいと思います。刑法典によりますと、デンマークにおける刑罰は、まず、刑務所に収監するという自由刑と、罰金刑です。それは日本も同じであると思います。それから、社会奉仕命令というものもあります。それは社会のために様々な活動をするというものであり、最大で 300 時間です。また、刑には執行猶予がつけられることもあります。これらが刑法における各刑罰ということになります。

デンマークの場合、刑法以外の法令違反については、別の制裁もあります。まず、精神病を理由として病院に収用するというものがあります。精神病に罹患している者は、刑罰は受けずに、このような処遇を受けることになります。その他には、15 歳以下の子供について、特別な施設を設けています。また、15 歳から 18 歳までの年齢の者については、できる限り刑務所に入れるのは避けるようにしています。従って、その 15～18 歳の者については、有罪判決を受けた場合でも刑務所ではなく、このような特別な刑事施設に収容されることになります。条件付判決が下された場合にも、特別な施設が用いられます。例えば、特定の場所に住まなくてはならない者、特定の仕事をしなければいけない者、または薬物使用者について特別な処遇を行うことがあります。条件付判決を受けますと、このような条件に従わなければならないことになりますが、それに従わなかった場合、今度は刑務所に収監される危険性が生じてきます。

特別な犯罪者については、保安処分というものがあります。保安処分の判決が下されると、その犯罪者の危険性が消失するまで、このような処分を受けなくてはならないことになります。非常に危険な犯罪者でなければ、このような処分が下されることはなく、極めて稀な処分です。一般的に危険な人物というだけでは不十分です。

その他の制裁としては、没収がありますし、あるいは、権利の剥奪もあります。例えば会社の社長である場合、そのリーダーとしての地位や、事業を行う免許を剥奪されるようなことがあります。その他にも様々な権利の剥奪がなされ得ます。また、デンマークには、法人処罰、すなわち法人そのものに対する処罰もあります。この場合は、典型的には罰金刑が科されることになります。法人の処罰の場合には、法人の権利の剥奪が可能かという議論があります。ここ 3 か月前くらいに、最高裁判所はこのことが可能であるという判決を出しまし

た。これによると、例えばテレビの放送局が、権利を喪失してテレビ番組を放送できなくなるということがあり得ます。これは非常に興味深いことです。

また、被害者と犯罪者が希望することが前提ですが、和解（mediation）というものもあります。犯罪者はもちろん刑罰を受けないといけませんが、和解を望むと量刑に影響が出ます。デンマークではそれは非常にうまくいっています。デンマークではこのような手続が非常によく行われており、例えば強姦の被害者が犯罪者との面会を希望することがあります。もちろん被害者と加害者が直接二人で会うということはありません。和解を仲介する者がいて、その者のコントロールの下で面会することになります。以上が、制裁に関する大まかな概略ということになります。

これらのデンマークの制度を、スウェーデンやノルウェーと比較すると、スウェーデンやノルウェーでも大体同じような制裁を持っているということがいえます。もっとも、基本的には同じような制度を有していますが、法律的に色々と細かい点の相違はあると思います。例えば、ノルウェーでは法人の処罰について面白い制度があり、警察署が罰金刑を受けたことがあります。デンマークではこのようなことはあり得ません。

ところで、近年、次の写真のような装置（GPS アンクレット）を付けて社会内で処遇するという制度がデンマークに導入されました【図2】。

【図2】



スウェーデンにもこのような制度があります。懲役の判決を受けた際に、GPS アンクレットを付けて自宅で過ごさせてもらえないかと希望することができます。また、例えばイギリスにおいても、サッカー選手がGPS アンクレットをつけてサッカーをしているのをテレビで見たことがあります。基本的には、この装置を付けて自宅にいますが、仕事をするのであれば許可を得て外出することもできます。すなわち、そのイギリスのサッカー選手は、許可をとって試合に出ているということです。その選手は試合が終わってシャワーを浴びたら、寄り道をせずに帰宅しなければなりません。デンマークでも、基本的にこれと同じ運用がなされています。犯罪者に配偶者がいる場合、その犯罪者がこの装置をつけて自宅に帰ってくることを希望する場合には、配偶者の同意が必要になります。もちろん細かい相違点がありますが、スウェーデンでも同じような制度があります。これを導入した経緯については、まず、経済的理由もあると思います。というのは、もちろんこのような装置は高額ですが、犯罪者を刑務所に収監するよりは費用がかからないためです。また、この装置を使って処遇された人々は、再犯率が比較的低いということもあります。おそらく、このような人々は、仕事を失うこともないし、家族や友人ともコンタクトをとっており、これらの人々のバックアップがあるので、社会に戻りやすいといえます。自宅の中で、例えば庭があったら庭に、ベランダがあったらベランダに出るということは可能であると思います。但し、自宅の外の領域に出てしまいますと、警察署の方で警報が鳴り、警察官が来て身柄を拘束されることになります。仕事に行くことについては、決まった時間にどこまで行くというのが決まっており、それに関しては問題ないとされています。

（２）刑罰の内容

ここまで刑罰の種類について述べましたが、今度は各刑罰の中身についても少し詳しく見ていきたいと思います。

A デンマーク

まずは自由刑です。その期間は7日から16年です。刑期の呼び方については、3ヶ月までは何日、それ以上は何月と呼ばれます。無期刑もあります。有期だと16年が最高ですが、非常に特別な場合は20年の刑が科される場合があります。

次に、個々の犯罪の法定刑の話に入ります。法定刑の枠ですが、自由刑につ

いては、刑の上限が規定されています。それは日本でも同じであると思います。例えば、強姦の場合、最高は懲役 8 年、一般的に一番低いのは懲役 7 日となります。デンマークでは、通常刑の短期についての規定はありません。例外的に、非常に特殊な犯罪については規定されています。例えば殺人の場合、懲役 5 年から無期刑とされていますが、これは珍しい規定です。お分かりの通り、懲役 7 日から 8 年というのは相当な幅があります。重強姦罪、すなわち重大な態様で行われた強姦については、懲役 12 年というのがあります。また、様々な犯罪について様々な規定があります。例えば、暴行の場合は懲役 7 日から 1 年半、すなわち 1 年 6 月ということになります。暴行については、重い暴行など、様々な暴行の種類が規定されており、暴行の種類によっては、最低でも懲役 1 年半ということになりますが、最大でも懲役 8 年です。

以上が一般の法定刑の枠ですが、15 歳から 18 歳までの少年については、特別の規定があります。15 歳から 18 歳までの少年は無期刑を受けることはありません。2 年前までは最高で懲役 8 年になっていましたが、現在は、その制限が撤廃されて、最高で 16 年の懲役を受けることになります。

B ノルウェー

次に、ノルウェーについて見ていきたいと思います。ノルウェーにおける自由刑は、最低 14 日、最高 15 年です。非常に特別な場合は、20 年、21 年、30 年という規定もあります。非常に特別な場合、例えば複数の犯罪を行っている場合やテロに関する場合には、30 年になるものもあります。しかし 30 年以上というのはありません。皆さんはアナシュ・ブライベックという犯罪者の話を聞いたことがあるかと思います。2011 年に、若い人たちが政治的な集会でオスロ近辺の小さい島に集まっていたのですが、彼はここで機関銃を乱射し、80 人を射殺した、という事件を起こしました。彼は、最高で 30 年の刑罰を受ける可能性がありましたが、この場合には、仮釈放により、20 年で出所する可能性もあります。しかし、最終的には、保安処分になりました。これは、危険がないということになると釈放される制度ですので、10 年程度で社会に出てくる可能性もあります。いずれにせよ、このブライベックという犯罪者をどのように取り扱うかについては、ノルウェーでも非常に議論になりました。北欧の場合は死刑がありません。デンマークやスウェーデンには無期刑がありますが、ノルウェーではそれすらないわけですから。

ノルウェーにも、刑の上限について様々な規定があります。例えば強姦罪は、

スウェーデン、ノルウェーの場合は最高で21年の自由刑です。お分かりのように、ノルウェーとデンマークでは、強姦について相当な違いがあります。デンマークの場合は最高12年、ノルウェーの場合は21年ですから、ほとんど倍くらいの違いがあるということです。ノルウェーの場合、自由刑の下限は前述のように14日ですが、特別の下限もあります。例えば、強姦の場合は下限3年です。それでもかなり広い法定刑の枠があります。もっとも、デンマークの場合、下限7日ですから、それと比較すると下限を3年まで上げられており、だいぶ違いは少なくなっています。デンマークでは、強姦のほとんどのケースで3年以下の量刑が出されています。強姦については、EUの中でも国により相当な違いがあるわけですね。こういった違いをもうひとつ紹介しますと、例えば、窃盗について、デンマークでiPhoneを盗むと罰金刑になると思いますが、ルーマニアでiPhoneを盗むと最低3年です。相当な違いがあるといっているでしょう。

ノルウェーの場合、様々な犯罪について、刑の下限が法定されていますが、一般的には14日とされています。ノルウェーでは、強姦の法定刑が非常に重いので、ノルウェーは刑罰が重いような印象を受けるかもしれません。しかし、ノルウェーには、デンマークよりも法定刑が低い他の犯罪がたくさんあります。ノルウェーの方が、一般的に刑が重く設定されているということはありません。前述のように、刑の下限は、一般的には14日とされています。また、強姦や薬物については、最低3年という特別な下限が定められており、法定刑の幅が非常に広がっています。それから、若年の犯罪者、少年犯罪については特別の規定があり、18歳以下の少年については、通常の刑務所に入れるという判決を出すことができません。

C スウェーデン

次に、スウェーデンについて見ていきたいと思います。自由刑の下限は、スウェーデンの場合14日ということになっています。18歳以上の犯罪者の場合ですが、この場合最高が10年であり、懲役30年といった判決をすることはできません。基本的には10年までであり、非常に特別な場合には18年、それから急に無期刑まで上がってしまうことになります。スウェーデンにおいて、殺人の場合は懲役10年から18年、または無期刑ということになります。スウェーデンの場合、殺人の法定刑の下限は10年であり、10～18年というのは、量刑の幅がかなり狭いです。デンマークの場合は非常に広い幅があり、ノルウェー

の場合はそれより若干狭い、そしてスウェーデンでは相当狭いということです。もっとも、重大ではない殺人も規定されており、その場合には懲役6年から10年ということになります。例えば、夫に虐待されていた妻が夫を殺害した場合には、重大ではない殺人として、明確に量刑が軽くなります。それから強姦の場合、通常強姦は2～6年、そしてもう少し重い強姦の場合は4～10年になります。お分かりのように、スウェーデンでは法定刑の幅が非常に狭く、限られています。犯罪によって様々ですが、6月まで、1年まで、2年までと、上限があります。これはフィンランドでも同じです。ということでお分かりのように、北欧の諸国を分けてみますと、フィンランドとスウェーデンという1つのグループと、デンマークとノルウェーという1つのグループ、その間に線をひくことができるかと思います。スウェーデンではまた、若年犯罪者につきましては特別な規定があります。すなわち、18歳以下の少年については、自由刑を科すことはできません。

(3) デンマークの刑務所

デンマークには、開放刑務所と閉鎖刑務所の2種類があります。他の北欧諸国でも大体同じような施設が設けられています。特に、若年者が収容される刑務所は、壁はなく、セキュリティもそれほど強くはないので、本当に出ようと思えば出ることのできる施設です。少年の刑務所以外は、通常は、日中仕事に出かけて、夜には刑務所に帰ってくることになります。デンマークの場合は、ノーマリゼーションという言葉がありまして、刑務所に入ってもなるべく通常と同じ生活を送るということを目標としています。従って、例えば、受刑者は全員自分で食事の準備をします。刑務所の中に売店、お店があり、そこに行き材料を買ってきて、自分で食事を作ります。刑務所の台所には、様々な道具も置いてあります。非常に危険な犯罪者が収容されている刑務所では、包丁が壁に鉄のワイヤーのようなもので取り付けられており、包丁を持ち出すことができないようになっているところもあります。しかし、それ以外は普通の台所と同じです。

デンマークでは、非常に古い建物、例えば150年前の建物を刑務所として使用しているところもありますが、建物の内部はとてもきれいにされています。もっとも、快適そうな建物ばかりではなく、窓が上のほうにあって狭い古い建物もあります。また、例えば扉に鍵がかけられているなどのセキュリティも備えられています。開放刑務所のルールを守らないと、閉鎖刑務所に移される

ことになります。

刑務所の中には、アパートのような部屋が併設されています【図3】。

【図3】



例えば犯罪者の妻や子供が訪問に来た際に、このアパートを一日借りて一緒に過ごすということのために設けられています。なぜこのようなことが行われているかということ、私たちのノーマリゼーションという考え方の帰結であります。すなわち、受刑者はできる限り通常の生活を送るべきであるということです。そして、これにより、受刑者になるべく自然に社会に戻れると考えています。これに対して、私が先日見学しました日本の刑務所では、非常に規則が厳しく、その人たちをしつける、教育するということを行い、それによって社会に戻すということを考えているような印象を受けました。デンマークの場合はもちろん規則がないわけではありませんが、基本的にはなるべく外と同じ生活をして、それにより社会に戻ったとき同じ生活をできるようにする、ということを考えています。この部屋を利用して家族や子供に会い、家族とのネットワークを維持するということは、刑務所から出所した際に、非常に自然に社会に戻れるということにつながるものであり、重要なものです。

私がこのようなことを説明した理由は、刑罰に関する規定や、刑の期間だけを比較しているだけでは見えないことがあり、規定の下に存在し、規定を支え

ているものが非常に重要であると考えからです。例えば、ある犯罪についての量刑がデンマークで3年、ルーマニアで3年、あるいは日本で3年と、その期間が同じであったとしても、これらは全く違った意味を持っているのです。比較法が行われる場合には、規定についての比較がなされます。しかし、私にとっては、比較法とは規定を比較するだけではなく、むしろ規定の根底、または実質的な部分の比較が重要であり、むしろそうでなければならないと思います。規定を理解するには文化を理解しないといけません。規定だけを見るのでは不十分であり、比較法には、比較対象国の文化に対する深い理解や、深い視点が必要であると考えます。

2 北欧諸国の量刑

(1) 量刑についての統計

A 自由刑

それでは、北欧諸国の自由刑についての統計を見てみましょう。【図4】

【図4】自由刑の統計

	スウェーデン (2012 年)	ノルウェー (2011 年)	デンマーク (2012 年)
自由刑	12,100 件	8,300 件	12,000 件
条件付判決	11,200 件	2,000 件	10,500 件
罰金	35,200 件	2,000 件	4,300 件
罰金 (特別法, 主に 道路交通)			500,000 件

まず、デンマークにおいて、2012年には約1万2000件の自由刑の判決が下されています。また、約1万件の執行猶予付きの判決（条件付判決）が下されています。罰金刑の判決は、約4000件下されています。その他、交通犯罪など、警察での簡単な手続での罰金（裁判にかからない行政的な罰金）が非常に多く科されています。

さて、自由刑について他の北欧諸国と比較してみますと、ノルウェーは8300件とその数が少なく、スウェーデンは1万2000件で、デンマークと同じくらいですが、スウェーデンの人口はデンマークより多いです。このことから、デンマークは他の国々と比較して、より多くの自由刑の判決が下されているといえます。その理由は、デンマークがノルウェーやスウェーデンと比較して、

比較的刑期の短い自由刑を多用しているからです。自由刑 1 万 2000 件のうち、およそ半分は 60 日以下の自由刑です。これが、デンマークの特徴であり、ノルウェーやスウェーデンでは、このような運用はされていません。おそらく、日本でもこのような短い自由刑を多用することはないと思われます。そうでなければ、前述のように、刑務所に収監されている人数が、10 万人のうち 54 名ということにはならないでしょう。ただ、比較法という観点からは、このような数字自体には意味はありません。なぜなら、例えば、規定が 8 年の自由刑となっても、8 年の自由刑に科される人がほとんどいない、さらには、5 年や 3 年といった人もほとんどおらず、もっと低い年月の人がほとんどであれば、この場合 8 年という数字に意味があるのではなく、実際にどのくらいの量刑で運用されているのか、ということが大事であるからです。この 1 万 2000 件のうちの、たった 6 % だけが、2 年を超える自由刑です。

B 量刑の具体例

次に、量刑の具体例についてお話したいと思います。まずは、デンマークの例を示し、その後にノルウェー、スウェーデンの例も示すことにします。

通常の交通犯罪の場合、150 ユーロから 1000 ユーロの罰金が科されます。1000 ユーロは日本円に換算すると約 15 万円でしょうか。業務上の安全違反による場合には、約 1500 ユーロの罰金となります。店舗からの窃盗の場合には、大体盗品の倍の金額の罰金になります。また、例えば、私がある夜、この講演の世話人である松澤教授に偶然会った際、暴行を加えたとしましょう。私が、「この前の講演の段取りが悪かった」と逆恨みして、何ら挑発をされていないのに、いきなり殴りかかったといったような場合には、約 30 日程度の自由刑になります。殴って蹴ったとなりますと、確実に 30 日の自由刑となるでしょう。もっとも、松澤教授が、「この前のお前の講演はどうしようもなくつまらなかった」などと罵倒して私を挑発したといった場合には、量刑が軽くなって執行猶予が付くこともあるでしょう。

次は、強姦の場合です。被害者が赤の他人である通常の場合、大体 9 月から 2 年 6 月くらいの自由刑となります。殺人の場合は、10 年から 14 年の自由刑、複数人を殺害した場合は、無期刑になると思います。

薬物犯罪では、例えば、コカイン 6.5kg をデンマーク国内に密輸した場合、8 年の自由刑になった例がありました。

スウェーデンの場合は、大体デンマークと同じ水準です。スウェーデンは、

薬物犯罪に対しては、最近、非常に刑を軽くしたので、コカインの輸入の場合はいさぐさ違ふかもしれませんが、それ以外は大体同じくらいです。もっとも、強姦についてはデンマークよりも少し重いと思われます。多分4年くらいでしょう。ノルウェーはこれよりも大体重いと思われます。特に強姦については、前述の通り、最低でも3年の自由刑ですから、デンマークよりも重くなります。通常の交通犯罪につきましては、ノルウェーは、デンマークよりもはるかに重くなります。というのは、ノルウェーは裕福な国であるからです。交通犯罪ではなく、最近見かけた軽微犯罪の例としては、道路で立ち小便をした者が、それについて日本円にして5万円の罰金を科されていました。デンマークの場合ですと、おそらく1万円程度でしょう。このような点で、デンマークとノルウェーには相当な違いが存在します。日本の場合、先日横浜地裁で傍聴した事件では、3人を強姦した被告人が12年の実刑を受けていました。そのときに裁判官に質問したところ、強姦既遂で被害者が1人の場合、大体懲役5～6年程度になると教えてくれました。大体はノルウェーと同じ程度、デンマークの2倍程度の水準であると思われます。

(2) 量刑の基準

ここまでは、刑罰の種類と、大体どのくらいの刑罰を科されるのかについて話をしてきましたが、今度は宣告刑を決定する量刑の基準の話をしたいと思います。

A デンマーク・ノルウェー

前述のように、デンマークの立法者は、量刑について裁判官の裁量の余地を広く認めています。量刑に関する事情には様々なものが存在し、どれか1つに絞られたり、優先順位が存在したりするわけではありません。それゆえ、裁判官の中には、このくらい重いことをしたのであるからこのくらいの刑罰になる、という応報的な考え方をとるのではなく、この人についてはこのくらい軽くしてやろう、といった特別予防的な考慮を働かせる者もいます。このことは刑罰法規には規定されていませんが、実際には裁判官はこのような考慮を行っているのです。裁判官は特別予防に重点を置くこともできますし、犯罪の重大性に重点を置くこともできますし、一般予防に重点を置くこともできます。そしてまた、非常に法定刑の幅も広いのです。法定刑の下限が低いということも前述の通りです。

罰金については限界がなく、基本的にはどんな額でもあり得ます。これも刑罰法規には規定されていません。ドイツなどのように、罰金の上限が書かれている国は多いと思います。立法者は、法定刑の幅が広いことから、法定刑の範囲に関する立法によって裁判官に影響を与えるのではなく、立法の理由や準備作業に書かれていることによって、裁判官に影響を与えることを試みます。実務の場合は、基本的には先例に従って量刑を行います。そして、先例がない場合には、非常に広い可能性が存在します。そして、量刑のガイドラインについては、検事総長が作成し、検察官が従うガイドラインが存在します。このガイドラインは、検察官がこれに従って求刑するというプロセスを経ることで、間接的に量刑に影響を与えます。

このことは、完全に同じではないものの、ノルウェーでも大体同じです。

B スウェーデン・フィンランド

これに対して、スウェーデンとフィンランドは、かなり違っています。スウェーデンやフィンランドは、量刑におきまして、均衡性や平等性といったものに非常に重点を置いています。もちろん、デンマークがこれらに重点を置いていないわけではありませんが、スウェーデンやフィンランドにおいては、立法者が、立法の段階において、このことを非常に重視しています。

まず、スウェーデンやフィンランドにおきましては、「Straffvärde」というものが最重要視されます。これは、日本語に訳すると、「処罰価値」や「刑罰価値」という意味であり、ある人が行ったことについて、どれだけの処罰に価するか、ということの意味します。なお、デンマーク語では、これを、「Ponaltværdi」といっています。この「処罰価値」を定めるには、犯罪の重大性、その人の主観、すなわち英米法でいうところの *mens rea*、そして動機の3つが重要になります。ここでいう犯罪の重大性をもう少し詳しく説明しますと、損害、あるいは危険ということになるかと思います。すなわち、ある人の行為がより多くの損害、より大きな危険を生じさせた場合には、その行為により大きな処罰価値があるということになります。例えば、ボールペンよりも iPhone の方が高額ですから、iPhone の窃盗は、ボールペンの窃盗よりも多くの処罰価値を発生させます。こうして、iPhone の窃盗は、ボールペンの窃盗よりも重く処罰される、ということになります。そして、ここが重要なところですが、過去にどのような犯罪を行っていたか、すなわち前科は、この処罰価値には影響を与えません。私が講演で使っているこのマイクを盗んで、そしてまた1年後にまた講演に訪

れてマイクを盗んだといった場合でも、処罰価値という観点からは、同じということになります。同じ損害を生じさせたわけですから、新しく行った犯罪の処罰価値も、以前に行った犯罪の処罰価値と同じということになるのです。デンマークの場合は、このような事例では、法感情ということを考えますね。2 回目の方が重く処罰されるでしょう。しかし、スウェーデンやフィンランドでは、これを考えません。

この処罰価値という概念は、犯罪の予防にも重点を置いていません。例えば、社会の中でマイクがたくさん盗まれるというような事態があったとします。デンマークにおいては、予防的考慮が必要となりますから、マイクを盗むことに対しては、全体的に少し重い刑を科すということもなされ得ます。このような場合には、一般予防的な考慮をしよう、ということになるわけです。ところが、スウェーデンやフィンランドの処罰価値という概念においては、このような一般予防的な考慮をすることはできないとされています。

また、この処罰価値を決める際には、特別予防的な考慮も行われません。特別予防が考慮されるのは、刑の種類を選択するときだけであり、スウェーデンやフィンランドにおいては、特別予防の観点は、量刑を決める際には使えないとされているのです。すなわち、スウェーデンやフィンランドの場合は、デンマークの場合と比較して、量刑について、はるかに多くの制限があるということです。

ここで、スウェーデンの裁判官がどうやって量刑するのか、少し見ていきましょう。例えば、マイクを盗んだという事案を考えます。①まず、マイクの窃盗に対して、どのくらいの損害が発生したのかを定めることが行われます。②次に、マイク一般ではなく、盗まれたそのマイクの価格が高いのか安いのかどうかを考えます。③さらに、過去の実務と比較するということを行います。④最後に、特別に犯情を重く、または軽くする事情があるかどうかを考えます。例えば、廊下においてあるマイクを盗んだという場合と、わざわざどこかに隠してあるマイクを盗みに入って盗んだという場合では、犯情が違ってくるといことになります。以上のように、スウェーデンでは、裁判官が量刑を決定するプロセスについて、より体系的になっており、また裁判についての拘束が強いということになります。これはフィンランドも同様です。従って、スウェーデン及びフィンランドでは、量刑の平等性とか均衡性や、それを決めるプロセスの体系から、量刑についての予測がしやすいということがいえるでしょう。

3 おわりに

北欧の国々について、このようなルールを比較する際には、一般的な要件や、特別のケース等を比較することが、非常に興味深いといえます。立法者は、基本的に一般的な観点を考慮し、これに対して裁判官は、具体的な事件に対する細かい観点を考慮するので、このような一般的な考慮の観点と具体的な事件の観点のバランスをどうやってとるのが重要になります。従って、それを統制するためには、結局、立法者のほうにウェイトを置くのか、それとも裁判官のほうにウェイトを置くのか、バランスの丁度いいところを見つけることが重要になります。また、政治的な判断なのか、それとも法律的な判断なのかということも関係してきます。

スウェーデンやフィンランドでも、裁判官が自由裁量を働かせる領域が残されており、個々の事件についての具体的な観点をいれることも可能です。立法者は裁判官の自由の余地を狭めようとはしてはいますが、その余地はなお残されています。これに対して、デンマークやノルウェーでは、少なくとも、刑法の規定を見る限りでは、立法者は裁判官により広い裁量の余地を与えています。しかし、刑法改正に関連する準備作業での資料を見ますと、いくつかの事例については、立法者が裁判官に対してかなり細かい注文をつけていることを見ることができます。従って、繰り返しになりますが、単に規定だけをみるのではなく、このような準備作業まで目を通して比較することが重要だということになります。

ご清聴ありがとうございました。

【質疑応答】

質問 1

わが国ではデンマークとは異なり短期の自由刑の判決が出されないのは、このような判決が出るような事案の多くは起訴されていないためであると思われる。デンマークにおいても、いわゆる起訴猶予ということは広く行われているのでしょうか？

回答 1

デンマークの場合、起訴がされないのは本当に軽微な事案であると思われる

す。7日でも刑を科せる場合であれば、それについては起訴をすることになっていると思います。

質問 2

スウェーデンやフィンランドにおいて、量刑に際して平等性や均衡性が重視されているのは、スウェーデンやフィンランドの刑罰観、刑罰の目的が、行った犯罪に対する応報であると考えられているからなのでしょうかね？

回答 2

スウェーデンにおいては、処遇的な観点は裁判官が量刑する段階では取り外されており、そこにあるのは均衡性と応報的な観点です。

質問 3

社会奉仕命令という制裁をどのくらい科すかという考慮も、基本的にはこれまでお話されていた選定と同じやり方で選定されているのでしょうか？また、この制裁は刑罰の一種として考えられているのか、それとも処分（Maßnahme）として考えられているのですか？

回答 3

この社会奉仕命令の時間については、犯罪の重さ、重大性によって決まるのがほとんどです。社会奉仕命令は、ノルウェーとスウェーデンでは、明示的に刑罰とされていますが、デンマークにおいては、不明確なところがありますが、ほとんどの教科書においては刑罰とされています。

質問 4

アメリカやイングランドでは、量刑ガイドラインは裁判官のために作られています。なぜデンマーク、ノルウェーの量刑ガイドラインは検察官のために作られており、裁判官のために作られていないのですか？

回答 4

基本的には、デンマークやノルウェーの裁判官は、できる限り、自分たちが事件について自由に量刑できる余地を残しておきたいと思っているのではないかと思います。しかし、紙には書かれていませんが、裁判官は自分たちの頭の

中に1つの量刑ガイドラインのようなものができていると思われます。

質問5

検察官は日本のように求刑するのでしょうか？

回答5

具体的に数字を出すことはあまりないですが、例えば10年以下にはいけないとか、そのような形で求刑はします。

質問6

中国では犯罪者の選挙権を剥奪する刑罰がありますが、北欧でも刑罰としてそのような意味での権利の剥奪はありますか？

回答6

基本的には、有罪判決を受けても市民としての権利は剥奪されないので、選挙権については、たとえ無期刑を受けても剥奪されることはありません。

質問7

北欧の場合は、未成年者に対する様々な配慮がありますが、高齢者についての規定もあるのでしょうか？

回答7

そのような規定も存在します。また、裁判官は、年齢にも重点を置いており、一般的な量刑の基準として、例えば75歳であれば刑罰が軽くなるということもあり得ます。

【訳者あとがき】

2014年3月8日、早稲田大学8号館3階会議室において、南デンマーク大学法学部のトーマス・エルホルム教授による比較法研究所公開講演会「北欧（ノルディック）諸国による量刑法」が開催された。本稿は、その際の録音を文字起こしし、講演記録として整えたものである。

お忙しい中、早稲田大学にて講演を行い、また、講演記録を公刊することをご快諾いただいたエルホルム教授に、深く感謝申し上げたい。

題目は、講演内容に合わせ、若干修正した。また、翻訳は、松澤の当日の通訳を元に、木崎・岡田による文字起こし・補整を経て、翻訳者全員でとりまとめた。

トーマス・エルホルム教授は、2001 年にコペンハーゲン大学において、同大学教授であったヴァウン・グレーヴェ教授の指導のもとで Ph.D. を取得されたのち、南デンマーク大学法学部講師・准教授を経て、現在は、教授を勤めておられる。専門は、刑法・刑事訴訟法全般であるが、特に EU 刑法に造詣が深い（松澤「デンマーク法③」法学教室 388 号 39 頁参照）。また、本講演のテーマである刑罰と量刑については、最近、罰金刑と均衡原則についての浩瀚な著作（Thomas Elholm; 8:13 Om bøder og proportionalitet i specialstrafferetten, København, 2010）を公刊されている。

通常、比較法研究所の講演会は、用意された原稿を読み上げる方式で行われることが多いが、本講演は、エルホルム教授が事前に準備されたパワーポイントを元に、原稿なしで縦横無尽に語っていくという、文字通りのレクチャーが展開された。そのため、本稿でも、いわゆる講演らしい自在な語り口がそのまま生かされている。読者も、当日の様子をそのままに感じていただけることと思う。

内容は、読んでお分かりの通り、解題を必要とするまでもなく、明快でわかりやすい講義となっている。我が国にあまり知られていない北欧の刑罰・量刑制度について、広く知られるきっかけとなるように願っている。

（松澤伸・記）